

企画競争説明書

業務名称：パラグアイ国農牧バリューチェーン強化プロジェクト（第1フェーズ）

調達管理番号： 20a00843

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月18日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年11月18日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：パラグアイ国農牧バリューチェーン強化プロジェクト（第1フェーズ）

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年2月 ～ 2022年1月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合

も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課、森実麻生子：Morizane.Maiko@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第一グループ

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

(6) 第2フェーズへの参加

本契約は、第3「特記仕様書案」のとおりプロジェクト全体の第1フェーズを対象とするものですが、本契約受注者が本フェーズを踏まえて実施される第2フェーズの競争に参加することを妨げません。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年 11月 27日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年12月3日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年 12月 11日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（１）の提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（３）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（４）提出書類：プロポーザル及び見積書

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ３）虚偽の内容が記載されているとき
- ４）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）

本邦研修に係る経費

バリューチェーン分析調査（現地再委託経費）

第三国研修・第三国専門家に係る経費

- ３）以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

- ４）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) PYG1 = 0.015円
- b) US\$1 = 104.45円
- c) EUR1 = 122.63円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／政策・制度、官民連携
- b) バリューチェーン強化／流通・マーケティング

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.9 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2020年12月28日（月） までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：農業バリューチェーン構築にかかる業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／政策・制度、官民連携

➤ バリューチェーン強化／流通・マーケティング

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／政策・制度、官民連携)】

a) 類似業務経験の分野：バリューチェーン強化の政策・制度、官民連携にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：パラグアイ国及びその他全途上国地域

c) 語学能力：英語(西語ができれば望ましい)

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 バリューチェーン強化／流通・マーケティング】

- a) 類似業務経験の分野：バリューチェーン強化／流通・マーケティングにかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：パラグアイ国及びその他全途上国地域
- c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
	(34.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／政策・制度、官民連携</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：バリューチェーン強化/流通・マーケティング	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>△△△△△△</u>	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

農牧業のグローバル化が進む現在、パラグアイでは大豆や牛肉等農牧製品の輸出促進が国の経済成長を強力に後押ししており、新規国際市場への参入も進められ、農牧業は当国の経済発展に欠かせない重要な位置を占めている。しかし、当国の大豆一次産品輸出に過度に依存した農業経済は、国際価格低迷の影響を直接受けることとなり、付加価値の欠如や土地の劣化による生産性の低下及び収益の悪化等、生産・販売環境の改善が課題となっている。

また、農村部住民の多くを占める小規模家族経営農家は、野菜や穀物、酪農・畜産製品等の生産に従事しているが、不十分な栽培技術に加え、市場ニーズを反映した的確な生産・加工・流通・販売や、適切なコスト計算等が出来ておらず、金融アクセスの欠如や近隣国からの農牧製品流入も相まって、効率的で競争力のある農牧製品バリューチェーンへの参入が困難な状況にあり、貧困や経済的不平等の低減が進んでいない。かかる状況を受け、パラグアイ農業が大豆一次産品依存から脱却し、新たなポテンシャル農牧製品の特定と国内外市場への参入を強化することを目的とし、農牧省は、トマト、タマネギ、ジャガイモ、ピーマン、バナナ、キャッサバ、サトウキビの7品目を優先品目に特定し、生産・販売体制の強化に向けた取り組みを進めている。

JICAはこれまでに、パラグアイにおける輸出向け農牧製品のバリューチェーン強化に向け、ゴマを対象とした優良種子の生産支援を行う「小規模ゴマ栽培農家支援のための優良種子生産強化プロジェクトⅠ／Ⅱ」や、残留農薬に対する検査体制強化を図る「小規模農家の輸出農作物安全性向上プロジェクト」等の支援を行い、小農が生産する農産物の輸出体制整備を支援して来た。2019年度には、中南米地域における農牧製品のバリューチェーン構築による新規市場開拓と日本企業の進出・連携可能性について検討する「中南米フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査」を実施しており、パラグアイも重点国のひとつとして有望農牧製品の特定が成された。

また、移住者支援の目的で設置・運営され、2010年に日系CETAPAR財団に移管されたパラグアイ農業総合試験場（CETAPAR）においては、野菜や穀物、果物等の農産物の生産技術の他、土壌や種子等のラボラトリーにおける研究・検査等の知見を積み重ねるとともに、草の根技術協力「東部地域・酪農振興のための農業研修拠点の形成と人材育成支援プロジェクト」等による酪農技術の支援等を実施している。

本案件では、農牧省とパラグアイ生産協同組合連合会（FECOPROD）が進めている農牧バリューチェーン強化の取り組みを支援し、産官学の連携を構築することで、市場志向型農牧製品の調査、選定から、生産、加工、流通、販売に至るバリューチェーンの改善を通じて、輸出及び国内市場に向けたパラグアイ農牧製品の多様化と商業化を図り、小規模家族経営農家の生産性と生計の向上を図ることを目的とする。選定する製品によってはCETAPARを活用することを想定している。また、本案件の対象品目については、ローカルコンサルタントによる既存の文献レビューおよびバリューチェーン分析調査を本案件開始時に実施することで精査し、調査の結果により対象を3品目程度に絞ることを想定している。

2. プロジェクトの概要

本案件は2段階方式を採用し、第1フェーズ（計画）：約1年間、第2フェーズ（実

施) : 約3年間、の計4年間で協力期間として実施を予定している。以下は基本計画策定時に合意したものであり、第1フェーズ(計画)での結果を踏まえて改めて先方と協議し確定する。

(1) 上位目標

対象農牧製品のバリューチェーン構築を通じて、農牧業生産者の生計及び生活の質が改善する。

(2) プロジェクト目標

生産者及び産官学各部門間の効率的な連携・調整体制の構築を図り、農牧製品の多様化と商業化に資するバリューチェーンを強化する。

(3) 期待される成果

<第1フェーズ:計画>

成果1: 農牧製品バリューチェーンの現状が診断され、具体的な対応が提示される。

<第2フェーズ:実施>

成果2: 生産者及び産官学各部門が参画し協働する、農牧製品バリューチェーン・プラットフォームが設立、運営される。

成果3: 選定された農牧製品のバリューチェーン強化に向けた取組みが実践され、加工及び流通・販売方法が改善される。

成果4: 対象品目のバリューチェーン強化に向けた研修内容が改善される。

(4) 対象地域

対象品目により異なるため、第1フェーズ(計画)時に決定する。

(5) 主な関係官庁・機関

実施機関: 農牧省(MAG), パラグアイ生産協同組合連合会(FECOPROD)

(6) プロジェクト実施期間

2021年2月から2024年2月(4年間)とする。

なお、本プロジェクトは、第1フェーズ(計画:約1年)と第2フェーズ(実施:約3年)に分けて実施する。本業務は第1フェーズ(計画)の業務のみの契約となる。

3. 業務の目的

第1フェーズ(計画)に対応する本業務の目的は、先方から挙げられている候補品目について、ローカルコンサルタントによる既存の文献レビューおよびバリューチェーン分析調査を本案件開始時に実施することで精査し、バリューチェーン分析調査の結果により対象を3品目程度に絞ること、および第2フェーズ(実施)フェーズでの活動計画の策定を支援することである。

本案件は、1) 農牧バリューチェーンの政策・制度面の強化、2) 各対象品目の個別パイロットプロジェクトの実施による生産・加工・流通/販売の過程でのボトルネックの改善、3) 官民学プラットフォームを形成し連携・調整体制の構築、を通じて総合的に農牧バリューチェーンの強化を目指すものである。(図1概念図参照)。これらの第2フェーズ(実践)の具体的な活動計画は第1フェーズ(計画)の中で策定される(図2プロジェクト目標と成果の関係図を参照)。

図1 農牧バリューチェーン強化案件の概要図

農牧バリューチェーン強化プロジェクト

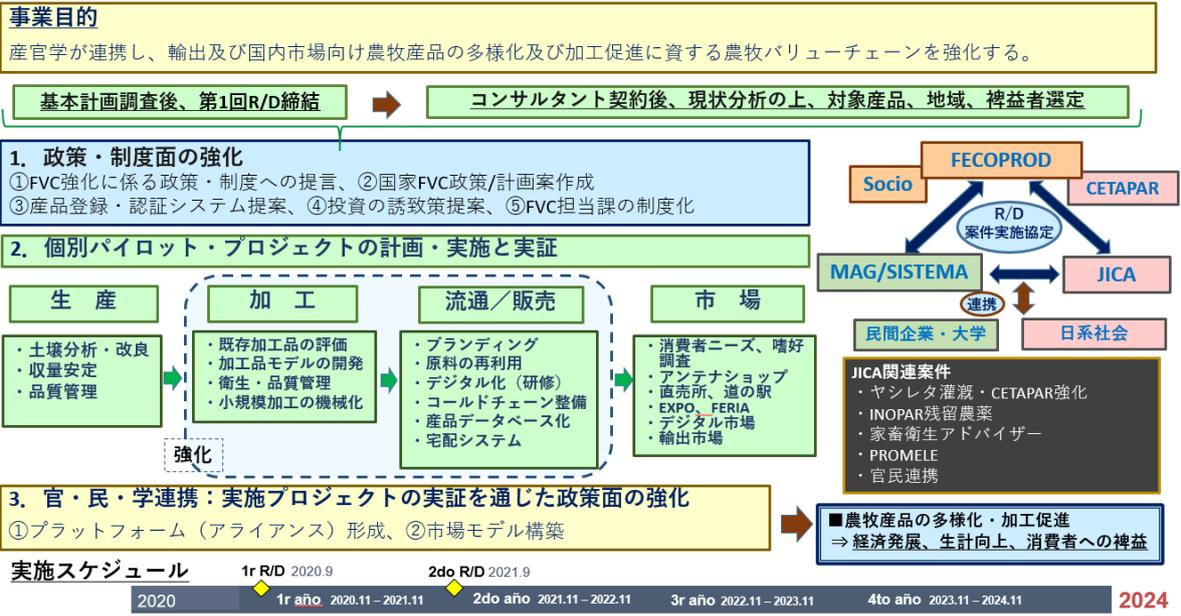
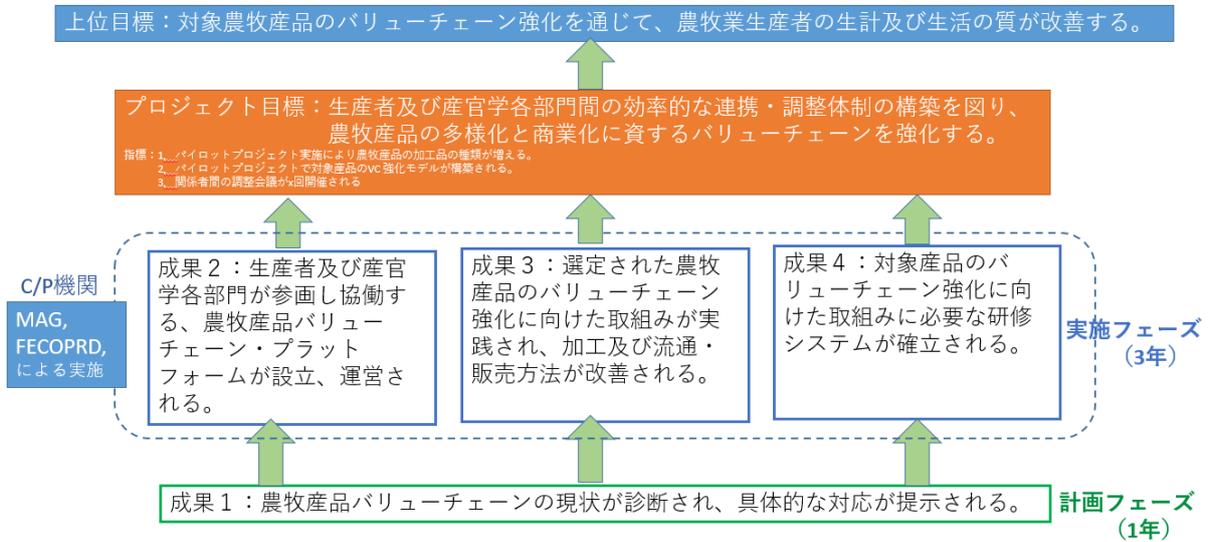


図2 農牧バリューチェーン強化案件のプロジェクト目標と成果の関係図

パラグアイにおける農牧バリューチェーン強化プロジェクト



4. 業務の範囲

本業務は、パラグアイ政府と締結した協議議事録(以下、「R/D」)に基づいて実施される「農牧バリューチェーン強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 2段階方式による実施

前述のとおり、本案件は2段階方式を採用している。本業務はプロジェクト期間の

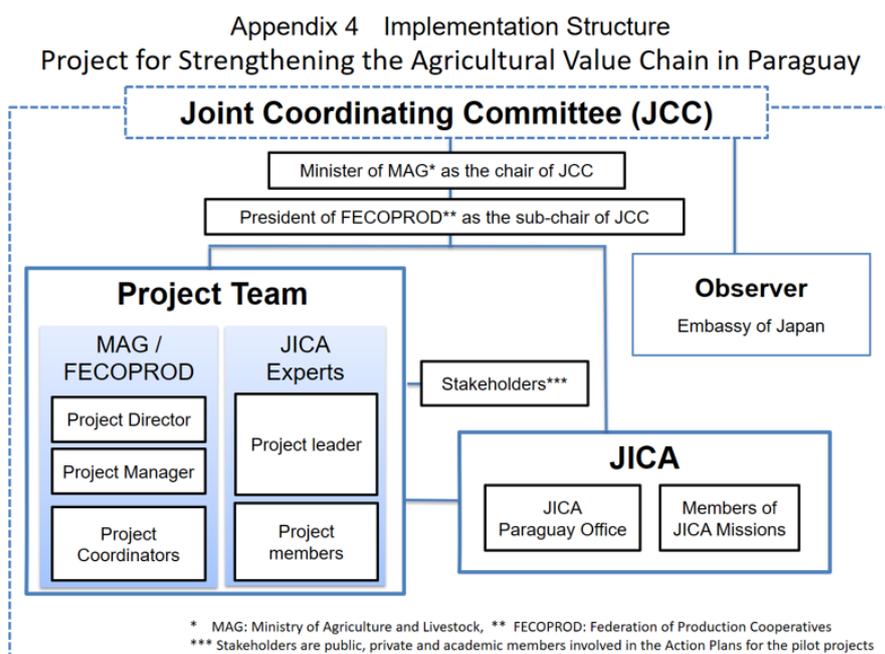
うち第1フェーズ（計画）（2021年2月～2022年1月）を対象として実施する。2段階方式の狙いは、プロジェクトの計画策定の段階からC/Pの積極的な参加を得ることで先方政府のオーナーシップを育成し、プロジェクト終了後の持続性につなげることである。コンサルタントチームはC/Pの主体性をうまく引き出し、C/Pのキャパシティーデベロップメントにつながるよう支援することが留意事項として挙げられる。

（2） 実施体制

1) 合同調整委員会およびプロジェクトチームの形成

合同調整委員会（以下、「JCC」）は、プロジェクト全般の最終的な意思決定や活動内容の共有を目的として設置し、プロジェクトディレクターを農牧省計画総局長、プロジェクトマネジャーをFECOPRODジェネラルマネジャーが務めることで合意している。また、農牧省・FECOPROD・JICAの主要メンバーからなるプロジェクトチームを形成し、プロジェクトディレクターがチームリーダーとなりプロジェクトの進捗確認を行う体制を取ることを決定している。プロジェクトチームのC/Pの人選および役割分担について、C/Pが主体性を持って運営・モニタリングできることを前提に、コンサルタントチームは適切に後方支援することが求められる。

図2 農牧バリューチェーン強化案件の実施体制図



（3） 対象品目の選定

対象品目はローカルコンサルタントによるバリューチェーン分析調査の結果を考慮し、C/P及びJICA事務所・本部と十分に協議をしたうえで、最終的に3品目程度の対象品目を選定する。対象品目の選定基準については、対象品目の開発ポテンシャル、小規模生産者への裨益、日系社会および日系農協への裨益、CETAPARの活用、他ドナー支援との重複やデマケーション、日本側・パラグアイ側リソースや活動機関と予算規模等を考慮の上、選定する。また、同国における農牧省以外で本案件に関連する機関（例えば商工省（MIC）や対象製品の輸出協会等）についても関連機関として事前に調査し必要に応じてステークホルダーとして巻き込むこと。

(4) 第三国研修

本プロジェクトでは、第1フェーズ(計画)の期間中に1回、技術移転の一環として第三国研修を実施予定である。近隣国であるブラジル、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ等を想定しており、近隣諸国の「産品登録・認証システム」や「投資誘致政策」を含め農牧産品のバリューチェーン強化に向けた政策・制度面の現状と課題、他国のグッドプラクティスを学ぶ機会として活用することを想定している。

(5) 本邦研修

本プロジェクトでは、第1フェーズ(計画)の期間中に1回、技術移転の一環として本邦研修を実施予定である。本邦研修の目的は、日本のバリューチェーン構築に関連する知見を得つつ、C/Pがバリューチェーン強化に向けたアクションプラン策定のポイントを習得し、自らが主導して策定できるようになることにある。アクションプラン策定は、C/Pと現地で対象品目毎に作成することを想定している。

(6) アクションプランの策定

本邦研修における成果を踏まえ、C/Pが全体的なアクションプラン及び各パイロットプロジェクトに係るアクションプラン策定のワークショップをファシリテーションできるように、コンサルタントチームは後方支援を行う。全体的なアクションプランは、プロジェクトチームが作成する。各パイロットプロジェクトに係るアクションプランを策定する前に、各対象品目の関係者となるステークホルダーを特定する。対象品目ごとのステークホルダー(生産者、加工業者、販売業者、流通業者、民間企業、輸出協会マイクロファイナンス機関、研究機関、大学等)が集まり、アクションプラン策定のワークショップを開催しコンサルタントチームはそれを支援する。

全体的なアクションプランとは、本案件の第2フェーズ(実施)において、それぞれの対象品目のバリューチェーン強化に向けた3年間の全体的な事業活動計画のことを指し、パイロットプロジェクトに係るアクションプランとは、それぞれの対象品目のバリューチェーン強化に向けたパイロットプロジェクト実施のための具体的な活動内容を指す。

(7) ドナー連携

世界銀行は、農牧省にて「組織化された農家および先住民の小規模農家を対象とした市場アクセス向上借款プロジェクト」を2020年から6年間実施中。また、農牧省は国際農業開発基金からの借款で、東部の小農を支援する2案件を2019年に開始している。両者のプロジェクトはともに「小農のバリューチェーンへの参入」を掲げており、農民組織の提出したプロポーザルをもとに小規模の生産や加工支援する内容となっている。世銀のプロジェクトでは、企業とのアライアンス、農産産品・デジタル・プラットフォーム形成も提唱されており、これらの部分は今後、本事業でも十分な情報共有が必要である。また、野菜や果樹等の分野では2019年にEUとUNIDOによるバリューチェーン調査が実施済みであり、2020年よりEU・FECOPRODによるバリューチェーン強化の取組みが実施される予定であるため、今後においても情報収集、連携の検討を協議する必要がある。

また、同国においてチリ、パラグアイ、日本の三角協力の枠組みで「小規模家族生産者の金融包摂促進プロジェクト」が今後実施されるが、パラグアイ農業金融公庫(CAH)が実施機関となり、同金融公庫の顧客である小規模家族生産者および零細企業家の産品または商品の流通・販売促進を目的とした官民連携事業のパイロットプロジェクトを開始する予定であるため、本事業との連携についても検討する。

(8) 広報・啓発活動

本協力の意義、活動内容（特に国内・国際市場へのマーケティング強化）とその成果がパラグアイ及び我が国の国民に正しく理解されるよう、パラグアイ側関係機関とともに効果的な広報に努める。

6. 業務の内容

本業務の内容は、第1フェーズ（計画）段階において、農牧産品バリューチェーンの現状が診断され、対象となる産品を3品目程度に絞り、農牧産品バリューチェーン強化の具体的な対応策となる第2フェーズ（実施）の活動内容案を提示することである。詳細については以下の通り。

1) バリューチェーン分析調査の実施

可能性のある農牧産品の現状把握と「加工技術」や「流通/販売」を中心に優先課題特定のため、既存のバリューチェーン文献調査及び追加調査を行う。現時点では、これまでのC/Pとの協議の中で、案件の対象品目に関して幅広い品目の候補（中小家畜（豚、鶏、羊）、酪農、薬草、野菜、果樹、原料（米ぬか、もみ殻、家畜の残渣、廃棄野菜・果樹）のコンポストや配合飼料としての再利用）が挙がっており、本業務の開始後に、対象品目の優先課題特定のため、これらの候補となる品目について更に既存文献調査及びバリューチェーン分析調査を実施し、その結果を元に対象品目を3品目程度に絞り込む予定である。同調査の内容としては、対象となる可能性の高い上記の品目において、各バリューチェーンアクター（生産者、中間集荷業者、資材業者、加工業者、流通販売業者、業界組織、支援機関）に対し質問票等にて調査し現状把握をするとともに生産・加工や流通・販売におけるバリューチェーンのボトルネックを特定する問題分析を実施する。（バリューチェーン分析調査の実施時期は2021年2月～2021年8月を想定。）

2) 対象品目の選定

農牧産品の多様化、付加価値の付与、商業化に資するバリューチェーン分析調査の結果に基づき対象品目の選定をする。対象品目の開発ポテンシャル、小規模生産者への裨益、日系社会への裨益、他ドナー支援との重複やデマケーション、日本側・パラグアイ側リソース等を考慮のうえ、C/Pとともに3品目程度の対象品目を選定する。（2021年8月を想定）

3) 適切なパイロットプロジェクトの選定

対象品目の決定後に、対象品目のバリューチェーンを強化するために必要な生産・加工や流通/販売における取組みにおいて、どの過程のボトルネックを解消すれば効果的か、についてバリューチェーン分析調査の結果をもとに、関係者と再度協議をしてパイロットプロジェクトに係るアクションプランを策定する。アクションプランの中のいくつかの活動を関係者間で協議し役割分担等を検討する。対象品目毎に本案件のパイロットプロジェクトを選定する。（2021年10月～2022年1月を想定）

4) 農牧産品バリューチェーン強化に向けた政策・制度強化

「産品登録・認証システム」や「投資誘致策」含め、農牧産品バリューチェーン強化に向けた政策・制度面の現状と課題、他国のグッドプラクティスを把握し、共有す

る。第2フェーズ（実施）の活動となる成果2「生産者及び産官学各部門が参画し協働する、農牧産品バリューチェーン・プラットフォームが設立、運営される」の実現にむけて、同国の政策・制度面の現状把握および成果2に関する活動についてC/Pとともに精査する。他国のグッドプラクティスの収集については、第三国研修や第三国専門家等を活用し情報収集を行う想定。コンサルタントは、C/Pと協議しつつ、第三国研修の対象者の人選（5名程度を想定）、研修内容の検討、第三国関係者と視察内容等の調整、日程の調整（1週間程度を想定）等を行うとともに、研修に同行して実施監理を担う。また、研修で達成する成果に加えて、講義・視察内容、行程等の具体的な研修内容をまとめて、事前にJICAに提出すること。（2021年2月～2021年10月を想定）

5) アクションプランの策定

選定された対象品目のバリューチェーン強化を具体的に進めるための全体的なアクションプランをC/Pと一緒に作成する。アクションプランの策定では、本邦研修（国別研修）を活用し、C/Pが日本のバリューチェーン構築に関連する知見および活動計画策定のポイントを習得した上で、帰国後に現地にて関係者で集まりワークショップを開催しアクションプランの最終化を行うことを想定している。（アクションプランの策定は2021年10月～2022年1月を想定）

本邦研修では、コンサルタントチームはC/Pと協議しつつ、研修対象者の人選（5名程度を想定）、研修内容の検討、講師の選定、日程の調整（10日間程度を想定）等を行うとともに、研修に同行して実施監理を担う。また、研修で達成する成果に加えて、講義・視察内容、行程等の具体的な研修内容をまとめて、事前にJICAに提出する。（本邦研修の実施は2021年9月～10月を想定）

また、アクションプラン策定後、C/Pと一緒に第2フェーズ（実施）のPO案を精査し、最終報告書にてJICAに提出する。なお、JICAは第1フェーズ終了時に詳細計画策定調査を実施し、第2フェーズの活動内容を確定する予定。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

また、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、受注者が当該資料の著作権にかかる交渉を行う。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10営業日以内

部数：和文3部（簡易製本）

2) モニタリングシート（CP機関と合同で作成）

記載事項：活動の進捗（投入、成果等）、活動計画・内容の変更（計画に対する進捗程度、変更点等）を記載。なお、案件開始時には、R/Dに添付されたPDM、POを基にモニタリングシートVer.1を作成。

提出時期：案件開始時点含む6か月毎。

部数：和文2部、西文5部

3) 業務実施報告書

業務全体の調査結果、業務務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

- ① 最終報告書の概要
- ② 行動計画
- ③ 活動内容（調査）
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ④ 活動内容（技術移転）
現地におけるセミナー・研修、本邦研修、第三国研修等を含めて、業務の中で実施した技術移転の活動及び効果について記述。
- ⑤ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- ⑥ 第2フェーズの活動に対する提言
(添付資料)
 - a) 業務フローチャート
 - b) 業務人月表
 - c) モニタリングシート
 - d) 研修員受入れ実績
 - e) 調査用資機材実績（引渡リスト含む）
 - f) 合同調整委員会議事録等
 - g) その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）、西文3部（①最終報告の概要のみ）

（2）議事録等

パラグアイ側と行う重要な協議や、JICA との各種協議については、概要を議事録に取りまとめ、JICA に速やかに提出する。

（3）その他

上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は、2021年2月から2022年1月までの実施を想定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約10.75M/M（国内3.75M/M、海外7M/M）

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに記載すること。

1) 業務主任者／政策・制度、官民連携（2号）

2) バリューチェーン強化／流通・マーケティング（3号）

3) 農牧産品加工

※日本人専門家の役割は仕組みづくりや制度面への支援が中心であり、流通/マーケティングや農牧産品加工等の各要素技術はパラグアイ、第三国、日系社会側リソースの活用を含めて検討すること。

3. 相手国の便宜供与

（1）カウンターパートの配置

- ・プロジェクトディレクター（農牧省計画局長）
- ・プロジェクトマネージャー（FECOPROD 総裁）

（2）プロジェクトコーディネーター（農牧省、FECOPROD）の配置

（3）プロジェクト事務所の提供

（4）カウンターパート資金

C/Pの出張費、活動費など

4. 配布資料

- ・農牧バリューチェーンプロジェクト 基本計画策定調査 協議議事録（M/M）
- ・農牧バリューチェーンプロジェクト R/D
- ・農牧バリューチェーンプロジェクト基本計画策定調査結果
- ・分野別現状分析調査 持続型農牧業（流通・輸出）（2019年3月）JICAパラグアイ事務所
- ・FECOPROD 報告書（西語）
- ・北米・中南米地域広域・フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査

5. 機材の調達

（1）業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、機材

の調達は「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に則って行うこととする。

6. 再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

(1) バリューチェーン分析調査

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、受託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、これにかかる費用は本見積とする。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務に関しては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度に跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

(3) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。